

平成30年度特定健診

7月20日、対象者に個別通知しました。

平成30年度

特定健診の実施について

平成30年度特定健診を下記のとおり実施します。

- 1 対象者** 平成30年4月1日現在の被保険者であって、平成30年度中に満40歳以上75歳未満である者。
※年度途中で組合加入や資格喪失した方、妊産婦、入院・入所中の方は対象外です。
※平成30年度中に75歳になる方は、対象です。
- 2 実施期間** 平成30年7月から平成31年3月31日まで
- 3 健診機関** 全国国民健康保険組合協会(全協)の集合契約に参加した医療機関(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する医療機関)
※医療機関によっては実施日や予約などの条件がある場合がありますので、予めお問い合わせしてご確認ください。
※各医療機関のリストは、組合ホームページに掲載していますのでご活用ください。
※部外の医療機関で受診希望の方は、ご面倒でも組合までお問い合わせください。
- 4 料金** 自己負担 3割
- 5 受診方法** 7月中に、組合から送付する「受診券」を使用して受診してください。
- 6 事業者健診との関係** ①労働安全衛生法に基づいて事業主が実施する定期健康診断(事業者健診)を受けられる方は、この特定健診を受ける必要はありません。
②事業者健診を受けた方の結果データを組合が確認することによって、組合の特定健診の実績にカウントすることができます。(実績により補助金の交付額に影響があります。)そのため、1月頃に事業者健診の結果データのご提供をお願いしていますので、是非ご協力をお願いいたします。

